

## 雇用政策基本法

[施行 2018. 9. 21]

[法律第 15522 号、2018. 3. 20, 他法改正]

雇用労働部（労働市場政策課）044-202-7216

雇用労働部HP－法令 1

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、国家が雇用に関する政策を樹立・施行し、国民一人一人が生涯にわたり職業能力を開発してより多くの就職機会を持てるようにするとともに、勤労者の雇用安定、企業の雇用機会創出及び円滑な人材確保を支援し、労働市場の効率性及び人材需給の均衡を図ることにより、国民の人生の質的向上並びに持続可能な経済成長及び雇用を通じた社会統合に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で「勤労者」とは、事業主に雇用された者及び就職する意思を持つ者をいう。

（基本原則）

第 3 条 国家はこの法律により雇用政策を樹立・施行する場合に次の各号の事項が実現されるようにしなければならない。

1. 勤労者の職業選択の自由と勤労の権利が確保されるようにすること
2. 事業主の自律的な雇用管理を尊重すること
3. 求職者の自発的な就職努力を促進すること
4. 雇用政策は効率的で成果指向的に樹立・施行すること
5. 雇用政策は労働市場の条件と経済政策及び社会政策とを考慮してバランスが取れているように樹立・施行すること
6. 雇用政策は国家・地方自治体間、公共部門・民間部門間及び勤労者・事業主・政府間の協力を基に樹立・施行すること

（他の法律との関係）

第 4 条 雇用政策に関して他の法律を制定し、又は改正する場合には、この法律の目的及び基本原則に適合するようにしなければならない。

（勤労者及び事業主等の責任及び義務）

## 第5条

- (1) 勤労者は、自身の適性及び能力に適合する職業を選択し、職業生活の期間にあつては絶えず職業に必要な能力（以下「職業能力」という。）を開発し、職業を通じて自らの発展を図るよう努力しなければならない。
- (2) 事業主は、事業に必要な人材を自ら養成し、自らが雇用する勤労者の職業能力を開発するよう努め、勤労者がその能力を最大限に発揮しながら仕事ができるよう、雇用管理の改善、勤労者の雇用安定の促進及び雇用平等の増進等に努めなければならない。
- (3) 労働組合及び事業主団体は、勤労者による職業能力開発のための努力及び事業主による勤労者の職業能力開発、雇用管理の改善、勤労者の雇用安定の促進及び雇用平等の増進等のための努力に関し、積極的に協力しなければならない。
- (4) 勤労者及び事業主、労働組合及び事業主団体は、次条による国家及び地方自治体の施策が円滑に施行されるように、積極的に協力しなければならない。
- (5) 「雇用保険法」による失業給与受給者、「国民基礎生活保障法」による勤労能力のある受給者、その他の政府が支援する就職支援事業に参加する者等は、自ら就職するために積極的に努力しなければならない。国家及び地方自治体を実施する職業紹介、職業指導、職業能力開発訓練等に誠実に応じ、積極的に参加しなければならない。

※「給与」は日本的には「給付」であるが、そのまま訳することとした。

(国家及び地方自治体の施策)

## 第6条

- (1) 国家は、次の各号の事項に関して必要な施策を樹立・施行しなければならない。
  1. 国民各自の能力及び適性に適合する職業の選択並びに人材需給の不一致の解消のための雇用・職業及び労働市場情報の収集・提供に関する事項並びに人材需給動向・展望に関する調査・公表に関する事項
  2. 勤労者の生涯のあらゆる段階における職業能力開発及び産業に必要な技術・技能人材を養成するための職業能力開発訓練及び技術資格検定に関する事項
  3. 勤労者の失業の予防、雇用安定及び雇用平等の増進に関する事項
  4. 産業・職業・地域間における勤労者の移動の支援に関する事項
  5. 失業者の失業期間中の所得支援及び就職促進のための職業紹介・職業指導・職業訓練、より整備された就業機会に再就職するための不完全就業者のキャリア開発及び非経済活動人口の労働市場への参加の促進に関する事項
  6. 学歴・経歴の不足、高齢化、肉体的・精神的障害、失業の長期化、国外からの移住等により労働市場の通常条件での就職が特に困難な者及び「国民基礎生活保障法」による受給権者等（以下「就職脆弱層」という。）の雇用促進に関する事項
  7. 事業主の就業機会の創出、人材の確保、雇用維持等の支援及び人材不足の予防に関する事

項

8. 地域雇用創出及び地域労働市場の活性化のための地域別雇用促進に関する事項
  9. 前 8 号の事項に関する施策の推進のための各種支援金、奨励金、手当等の支援に関する制度の効率的な運営に関する事項
  10. 第 1 号から第 8 号までの事項に関する施策を効果的に施行するために、求職者若しくは求人者に対する雇用情報の提供、職業紹介・職業指導又は職業能力開発等雇用を支援する業務（以下「雇用サービス」という。）の拡充及び民間雇用サービス市場の育成に関する事項
  11. その他の労働市場の効率性及び健全性を高めるために必要な事項
- (2) 国家は、前項による施策を樹立・施行する場合には、企業の経営基盤の改善、経済・社会のバランスがとれた発展、国土のバランスがとれた開発等の施策を総合的に考慮しなければならない。雇用機会を増やして地域間不均衡を是正し、中小企業を優遇しなければならない。差別的雇用慣行等勤労者が能力を発揮するために障害となる雇用慣行を改善するように努力しなければならない。
- (3) 地方自治体は、第 1 項により樹立された国家施策と地域労働市場の特性を考慮し、地域住民の雇用促進及び地域住民に適合した職業の紹介、職業訓練の実施等に関する施策を樹立・施行するように努力しなければならない。
- (4) 国家は、前項による施策を樹立・施行する地方自治体に対して、必要な支援ができる。

(就職機会の均等な保障)

## 第 7 条

- (1) 事業主は、勤労者を募集・採用するとき、合理的な理由なく性別、信仰、年齢、身体条件、社会的身分、出身地域、学歴、出身学校、婚姻・妊娠又は病歴等（以下「性別等」という。）を理由に差別をしてはならず、均等な就職機会を保障しなければならない。  
(改正 2014. 1. 21)
- (2) 雇用サービスを提供する者は、その業務を遂行するとき、合理的な理由なく性別等を理由として求職者を差別してはならない。
- (3) 職業能力開発訓練を実施する者は、訓練対象者の募集、訓練の実施及び就職支援等を行う場合に、合理的な理由なく性別等を理由として訓練生を差別してはならない。

## 第 2 章 雇用政策の樹立及び推進体系

(雇用政策基本計画の樹立・施行)

## 第 8 条

- (1) 雇用労働部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、5 年ごとに、国家の雇用政策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を樹立しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

- (2) 雇用労働部長官は、前項により基本計画を樹立するときは、第 10 条第 1 項による雇用政策審議会の審議を経なければならない。樹立された基本計画は、国务會議に報告し、公表しなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (3) 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
1. 雇用に関する中長期の政策目標及び方向
  2. 人材の需要及び供給に影響を及ぼす経済、産業、教育、福祉又は人口政策等の動向に関する事項
  3. 雇用の動向及び人材の需給の展望に関する事項
  4. 第 6 条第 1 項各号の事項に関する施策の基本方向に関する事項
  5. その他の雇用に関連する主な施策に関する事項
- (4) 関係中央行政機関の長は、雇用に関連した計画を樹立するときは、基本計画と調和するようにしなければならない。
- (5) 雇用労働部長官は、基本計画を樹立するために必要があるときは、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長に必要な資料の提出を要請することができる。(改正 2010. 6. 4)

(地域雇用政策基本計画の樹立・施行)

#### 第 9 条

- (1) 特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事及び特別自治道知事（以下「市長・道知事」という。）は、第 10 条第 1 項による地域雇用審議会の審議を経て、地域住民の雇用促進と雇用安定等に関する地域雇用政策基本計画（以下「地域雇用計画」という。）を樹立・施行しなければならない。(改正 2011. 7. 25)
- (2) 市長・道知事は、地域雇用計画を樹立するときには、基本計画と調和するようにしなければならない。
- (3) 市長・道知事は、地域雇用計画を樹立するために必要があるときは、関係中央行政機関の長及び管轄地域の職業安定機関の長に協力を要請することができる。
- (4) 国家は、市長・道知事が地域雇用計画を樹立・施行するに関して、必要な支援をすることができる。

(地域雇用機会創出対策の樹立等)

#### 第 9 条の 2

- (1) 市長・道知事及び市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ。）は、管轄地域の住民に対して、その任期中に推進する雇用機会創出対策を樹立・公表することができる。
- (2) 市長・道知事及び市長・郡守・区庁長は、前項による雇用機会創出対策を推進するために関係中央行政機関の長及び管轄地域の職業安定機関の長に協力を要請することができる。この場合において、協力を要請された関係中央行政機関の長及び管轄地域の職業安定機関の長は、

正当な理由がないときは、その要請に従わなければならない。

- (3) 雇用労働部長官は、第 1 項による雇用機会創出対策の推進の成果を確認し、公表でき、このために関係中央行政機関の長及び地方自治体の長に必要な資料の提出等の協力を要請することができる。
- (4) 国家は、市長・道知事及び市長・郡守・区庁長が第 1 項により雇用機会創出対策を推進するに関して、必要な支援ができる。
- (5) 雇用労働部長官は、雇用機会創出対策の効果を高めるために、関連の意見を当該地方自治体の長に提示することができる。
- (6) 地域雇用機会創出対策の運営に関する事項は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2011. 7. 25]

(雇用政策審議会)

#### 第 10 条

- (1) 雇用に関する主な事項を審議するために、雇用労働部に雇用政策審議会（以下「政策審議会」という。）を置き、特別市・広域市・特別自治市・道及び特別自治道に地域雇用審議会を置く。この場合において、「労使関係発展支援に関する法律」第 3 条第 1 項による地域労使民間協力活性化のための協議体が特別市・広域市・特別自治市・道及び特別自治道に構成されている場合には、これを地域雇用審議会とみなすことができる。（改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25）
- (2) 政策審議会は、次の各号の事項を審議する。

(改正 2010. 6. 8、2011. 7. 25、2014. 1. 14、2014. 1. 21)

1. 第 6 条第 1 項による施策及び第 8 条第 1 項による基本計画の樹立に関する事項
2. 人材の供給構造及び産業構造の変化等に伴う雇用及び失業対策に関する事項
3. 第 13 条による雇用影響評価対象の選定、評価方法等に関する事項
4. 第 13 条の 2 による財政支援雇用機会事業の効率化に関する事項
5. 「社会的企業育成法」の規定に基づく次に掲げる事項
  - カ. 「社会的企業育成法」第 5 条による社会的企業育成基本計画
  - ナ. 「社会的企業育成法」第 7 条による社会的企業認証の審査基準に関する事項
  - ダ. その他の社会的企業の支援のために必要な事項であって大統領令で定める事項
6. 「男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律」第 17 条の 8 各号の事項
7. 「障害者雇用促進及び職業リハビリ法」の規定に基づく次に掲げる事項
  - カ. 「障害者雇用促進及び職業リハビリ法」第 7 条第 1 項による障害者の雇用促進及び職業リハビリのための基本計画の樹立に関する事項
  - ナ. その他の障害者の雇用促進及び職業リハビリに関し、委員長が会議に付す事項
8. 「勤労福祉基本法」第 8 条各号の事項
9. 関係中央行政機関の長が雇用に関連して審議を要請する事項

10. その他の他の法令で政策審議会の審議を経るものとされた事項及び大統領令で定める事項
- (3) 政策審議会は、委員長 1 人を含む 30 人以内の委員で構成し、委員長は雇用労働部長官とし、委員は、次の各号のいずれか一つに該当する者の中から雇用労働部長官が委嘱する者及び大統領令で定める関係中央行政機関の次官又は次官級公務員とする。 (改正 2010. 6. 4)
1. 勤労者又は事業主を代表する者
  2. 雇用問題に関し、学識及び経験が豊富な者
  3. 「地方自治法」第 165 条による全国市長・道知事協議体が推薦する者
- (4) 政策審議会を効率的に運営し、政策審議会の審議事項を専門的に審議するために、政策審議会に分野別の専門委員会を置くことができる。
- (5) 専門委員会は、大統領令で定めるところにより、政策審議会が委任した事項に関し審議する。この場合において、専門委員会の審議は、政策審議会の審議とみなす。
- (6) 政策審議会、地域雇用審議会及び専門委員会の構成・運営その他の必要な事項は、大統領令で定める。

(職業安定機関の設置等)

#### 第 11 条

- (1) 国家は、第 6 条第 1 項による施策を推進する場合において、地域の勤労者及び事業主が便利に雇用サービスを受けられるように、地域別に職業安定機関を設置・運営しなければならない。
- (2) 国家は、地方自治体の長が当該地域の求職者及び求人企業に対して雇用サービスを提供する業務を担当する組織を運営する場合には、その組織の運営に必要な支援を行うことができる。
- (3) 職業安定機関の長及び地方自治体の長は、雇用サービス提供業務を遂行する場合には、相互に協力しなければならない。
- (4) 国家又は地方自治体、大統領令で定めるところにより、就職脆弱層に対する雇用サービス提供に必要な施設を設置・運営することができる。

(民間による雇用サービス提供支援等)

#### 第 12 条

- (1) 国家は、民間雇用サービス産業の発展に必要な次の各号の施策を樹立し、実施することができる。
  1. 雇用サービス専門家の養成
  2. 公共部門及び民間の雇用関連情報網の連係
  3. 国家及び地方自治体が行う雇用サービス提供事業の中で、民間の専門性を活用できる事業の発掘及びその事業の委託
  4. 優秀な雇用サービスを提供する民間機関に対する認証

- (2) 職業安定機関及び民間機関は、雇用サービス提供に関する事業を共同で推進し、又は連携して推進する等相互に協力して事業を推進することができる。
- (3) 雇用労働部長官又は職業安定機関の長は、雇用サービスを提供する行政機関、地方自治体、その他の民間雇用サービス提供機関等に対し、施設・装備等の必要な支援を行うことができる。  
(改正 2010. 6. 4)

(雇用影響評価)

第 13 条

- (1) 中央行政機関の長及び地方自治体の長は、所管する政策が雇用及び雇用機会の増減等に及ぼす影響の分析・評価（以下「雇用影響評価」という）を行い、その結果を政策の樹立・施行に反映するように努めなければならない。  
(改正 2014. 1. 21)
- (2) 雇用労働部長官は、雇用に及ぼす影響が大きい政策について、次の各号のいずれか一つに該当する場合に、雇用影響評価を行い、その結果を所管中央行政機関の長又は地方自治体の長に通知することができる。  
(改正 2010. 6. 4、2014. 1. 21)
1. 関係中央行政機関の長又は地方自治体の長が雇用影響評価を要請した政策
  2. 関係中央行政機関又は地方自治体が施行する計画又は施行中若しくは施行が完了した政策であって、政策審議会の審議の結果、分析・評価することとされた政策
  3. 雇用労働部長官が職権で雇用影響評価が必要であると認める政策
  4. 大規模な予算が投入される政策として、大統領令で定める政策
- (3) 雇用労働部長官は、雇用影響評価のために必要であると認められるときには、関係行政機関、教育・研究機関等に対し、必要な資料の提供を要請することができる。この場合には、資料提供の要請を受けた関係行政機関の長、教育・研究機関の長等は、特別な事情がない限り、これに従わなければならない。  
(新設 2014. 1. 21)
- (4) 雇用労働部長官は、第 2 項による雇用影響評価の結果を公開しなければならない。  
(新設 2014. 1. 21)
- (5) 雇用労働部長官は、雇用影響評価の結果、雇用安定促進及び雇用機会創出のために必要であると認められる場合は、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長に対し、政策に関して提言をし、又は改善を勧告することができる。  
(新設 2014. 1. 21)
- (6) 前項により政策に関して提言又は改善勧告を受けた関係中央行政機関の長又は地方自治体の長は、特別な事情がある場合を除き、改善対策を樹立・施行してその結果を雇用労働部長官に通知しなければならない。  
(新設 2014. 1. 21)
- (7) 第 2 項、第 5 項及び前項による雇用影響評価の要請手続き、対象の選定及び方法、政策に関する提言又は改善勧告並びに改善対策の樹立・施行等に関して必要な事項は、大統領令で定める。  
(改正 2014. 1. 21)
- (8) 雇用労働部長官は、大統領令で定めるところにより、次の各号の機関のうちいずれか一つに

第 2 項による雇用影響評価の業務を代行させることができる。この場合には、雇用労働部長官は、代行に必要な費用を支給しなければならない。（改正 2010. 6. 4、2014. 1. 21）

1. 国家又は地方自治体が出捐した研究機関（国家又は地方自治体の支援機関が再出捐した研究機関を含む。）
2. 民間研究機関

[題名改正 2014. 1. 21]

（財政支援雇用機会事業の効率化）

### 第 13 条の 2

（1）雇用労働部長官は、財政支援雇用機会事業（中央行政機関及び地方自治体又はこれらから委託された各種機関及び団体が就職を支援するために財政を活用して施行する事業をいう。以下同じ。）の効率化のために、次の各号の事項を推進しなければならない。

1. 財政支援雇用機会事業の範囲、分類及び評価基準の整備
2. 財政支援雇用機会事業間の重複調整基準の整備及びこれに伴う調整
3. 財政支援雇用機会事業に就職脆弱層の優先的参加のための就職脆弱層の定義及び事業別の雇用比率・雇用方法等の提示
4. 財政支援雇用機会事業の推進体系の改善
5. 財政支援雇用機会事業間の連携強化
6. 財政支援雇用機会事業の評価による制度改善及び予算反映意見の提示
7. 財政支援雇用機会事業を統合管理する情報システムの運営
8. その他の財政支援雇用機会事業の効率化のために政策審議会で定める事項

（2）財政支援雇用機会事業を推進する中央行政機関の長及び地方自治体の長又は委託機関・団体は、財政支援雇用機会事業の効率化のために、雇用労働部長官の要請がある場合には、次の各号の事項を履行しなければならない。

1. 毎年自らが行う財政支援雇用機会事業の現況の通知
2. 雇用労働部長官が提示した事業改善及び予算反映意見に対する結果の報告
3. 所管する財政支援雇用機会事業の統合情報システムの管理及び既存情報システムとの連携
4. 情報システム等を利用した財政支援雇用機会事業への重複参加の有無の確認
5. その他の財政支援雇用機会事業の効率化のために政策審議会で定める事項

[本条新設 2011. 7. 25]

（財政支援雇用機会事業統合情報ネットワークの構築・運営等）

### 第 13 条の 3

（1）雇用労働部長官は、財政支援雇用機会事業参加者の選抜、就職の支援、各種給与・手当の支給及び還収等財政支援雇用機会事業の実行及び管理に必要な各種資料又は情報の効率的処理及び記録・管理業務の電子化のための情報システム（以下「統合情報ネットワーク」という。）

を構築・運営することができる。

- (2) 雇用労働部長官は、前項による業務を遂行するために、裁判所・行政安全部・保健福祉部・国税庁等国家機関及び地方自治体の長並びに関連機関・団体の長に対して、次の各号の資料提供及び関係コンピュータ・ネットワークの利用を要請することができる。この場合は、資料の提供等を要請された機関の長は、正当な理由がない限りその要請に従わなければならない。

(改正 2017. 7. 26, 2018. 3. 20)

1. 事業者登録簿
2. 国民健康保険・国民年金・雇用保険・産業災害補償保険・報勲給付・公務員年金・軍人年金・私立学校教職員年金・別定郵通局年金の加入の有無、加入種別、所得情報、賦課額及び受給額
3. 建物、土地、自動車、建設機械、船舶の公示価格又は課税標準額
4. 住民登録謄本・抄本
5. 家族関係登録簿（家族関係証明書、婚姻関係証明書、基本証明書）
6. 障害等級
7. 北朝鮮離脱住民確認証明書
8. 社会保障給付受給履歴
9. 国家技術資格取得情報
10. 出入国情報
11. 犯罪事実に関する情報

- (3) 雇用労働部長官は、前項による資料及び関係コンピュータ・ネットワークの利用のために「社会保障基本法」第 37 条第 2 項による社会保障情報システムを連係して使用することができる。

- (4) 財政支援雇用機会事業を遂行する中央行政機関、地方自治体及び委託された機関・団体の長（以下「遂行機関」という。）は、第 1 項の財政支援雇用機会事業の実行及び管理のために、統合情報ネットワークを通じて第 2 項の個人情報を活用しようとする場合は、雇用労働部長官に統合情報ネットワークの使用を要請することができる。

- (5) 前 3 項による関係コンピュータ・ネットワーク、統合情報ネットワーク又は資料の利用及び提供については、手数料・使用料等を免除する。

[本条新設 2015. 3. 27.]

※「統合情報電線網」を「統合情報ネットワーク」と訳した。

#### （財政支援雇用機会事業統合情報ネットワークの構築・運営等）

#### 第 13 条の 3

- (1) 雇用労働部長官は、財政支援雇用機会事業参加者の選抜、就職の支援、各種給与・手当の支給及び還収等財政支援雇用機会事業の実行及び管理に必要な各種資料又は情報の効率的処理

及び記録・管理業務の電子化のための情報システム（以下「統合情報ネットワーク」という。）を構築・運営することができる。

- (2) 雇用労働部長官は、前項による業務を遂行するために、裁判所・行政安全部・保健福祉部・国税庁等国家機関及び地方自治体の長並びに関連機関・団体の長に対して、次の各号の資料提供及び関係コンピュータ・ネットワークの利用を要請することができる。この場合は、資料の提供等を要請された機関の長は、正当な理由がない限りその要請に従わなければならない。

(改正 2017. 7. 26, 2017. 12. 19, 2018. 3. 20)

1. 事業者登録簿

2. 国民健康保険・国民年金・雇用保険・産業災害補償保険・報勲給付・公務員年金・公務員災害補償給付・軍人年金・私立学校教職員年金・別定郵通局年金の加入の有無、加入種別、所得情報、賦課額及び受給額

3. 建物、土地、自動車、建設機械、船舶の公示価格又は課税標準額

4. 住民登録謄本・抄本

5. 家族関係登録簿（家族関係証明書、婚姻関係証明書、基本証明書）

6. 障害等級

7. 北朝鮮離脱住民確認証明書

8. 社会保障給付受給履歴

9. 国家技術資格取得情報

10. 出入国情報

11. 犯罪事実に関する情報

- (3) 雇用労働部長官は、前項による資料及び関係コンピュータ・ネットワークの利用のために「社会保障基本法」第 37 条第 2 項による社会保障情報システムを連係して使用することができる。

- (4) 財政支援雇用機会事業を遂行する中央行政機関、地方自治体及び委託された機関・団体の長（以下「遂行機関」という。）は、第 1 項の財政支援雇用機会事業の実行及び管理のために、統合情報ネットワークを通じて第 2 項の個人情報を活用しようとする場合は、雇用労働部長官に統合情報ネットワークの使用を要請することができる。

- (5) 前 3 項による関係コンピュータ・ネットワーク、統合情報ネットワーク又は資料の利用及び提供については、手数料・使用料等を免除する。

[本条新設 2015. 3. 27.]

[施行日：2019. 7. 1] 第 13 条の 3

(個人情報の保護)

第 13 条の 4

- (1) 雇用労働部長官は、前条第 4 項による遂行機関からの統合情報ネットワークの使用要請に対

- しては、同条第 2 項各号の情報のうち業務に必要な最小限の情報のみ提供しなければならない。
- (2) 遂行機関は、前条第 4 項により雇用労働部長官に統合情報ネットワークの使用を要請する場合は、セキュリティー教育等雇用機会事業参加者の個人情報に関する保護対策を講じなければならない。
- (3) 遂行機関は、前条第 2 項から第 4 項までによる資料及び関係コンピュータ・ネットワークを利用しようとする場合には、事前に情報主体の同意を受けなければならない。
- (4) 遂行機関は、第 13 条の 3 第 2 項から第 4 項までにともなう資料及び関係コンピュータ・ネットワークを利用する場合において、次の各号の個人情報以外の情報は、参加者の選抜及び就職の支援目的を達成した場合は、直ちに破棄しなければならない。
1. 財政支援雇用機会事業申請者及び参加者の特性
  2. 財政支援雇用機会事業参加者の事業参加履歴
  3. 財政支援雇用機会事業参加者の事業終了以後の就職履歴
- (5) 前条第 2 項各号の個人情報は、遂行機関で財政支援雇用機会事業を担当する者のうち当該機関の長から個人情報取扱いの承認を受けた者のみを取り扱うことができる。
- (6) 財政支援雇用機会事業業務に従事し、又は従事した者は、財政支援雇用機会事業の業務遂行と関連して知り得た個人・法人又は団体の情報を漏らし、又は他の用途に使ってはならない。
- (7) 第 1 項から第 5 項までで定めた個人情報保護対策、情報主体に対する事前同意の方法、目的を達成した情報を破棄する時期及び方法、個人情報取扱い承認の手続き、セキュリティー教育等に関する細部の事項は、雇用労働部長官が定める。

[本条新設 2015. 3. 27]

#### (国際協力)

第 14 条 雇用労働部長官は、国際労働市場の動向調査及び対策準備、雇用政策開発等に関し、国際機構、外国政府又は外国機関と協力事業を行うことができる。 (改正 2010. 6. 4)

### 第 3 章 雇用情報等の収集・提供

#### (雇用・職業情報の収集及び提供)

#### 第 15 条

- (1) 雇用労働部長官は、求職と求人が迅速かつ適切に連結されるように、求職・求人情報、産業別・地域別雇用動向、労働市場情報、職業の現況と展望に関する情報、職業能力開発訓練情報、財政支援雇用機会事業に関する情報及びその他の雇用・職業に関する情報（以下「雇用・職業情報」という。）を収集・管理しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、求職者・求人者、職業訓練機関、教育機関及びその他の雇用・職業情報を必要とする者が迅速かつ便利に利用することができるように、パンフレットを発刊・配布

する等の必要な措置を講じなければならない。(改正 2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官は、前 2 項による業務を効率的に遂行するため、雇用安定情報ネットワーク及び雇用保険コンピュータ・ネットワーク等雇用関連情報通信網を構築・運営しなければならない。(改正 2010. 6. 4)

(4) 雇用労働部長官は、雇用・職業情報の収集・管理のために、労働市場の職業構造を反映した雇用職業分類表を作成・告示しなければならない。この場合には、あらかじめ関係行政機関の長に協議することができる。(新設 2011. 7. 25)

(5) 雇用労働部長官は、収集した雇用・職業情報を地方自治体等に提供して就業斡旋等に活用するようにでき、及び地方自治体等が収集した雇用・職業情報の提供を受けて就業斡旋等に活用することができる。(新設 2011. 7. 25)

(6) 雇用労働部長官は、第 3 項による雇用関連情報通信網の効率的な運営のために必要があるときは、中央行政機関、地方自治体、その他の雇用促進及び就職支援に関連する機関・団体に必要な資料の提供を要請することができる。この場合において、資料提供を要請された者は、正当な理由がない限り、その要請に従わなければならない。(新設 2011. 7. 25)

(7) 雇用労働部長官は、効率的な雇用政策の実行のために必要があるときは、関連機関又は団体に対し、情報システムの連係を要請することができる。この場合において、連係を要請された者は、正当な理由がない限り、その要請に従わなければならない。(新設 2011. 7. 25)

(雇用形態の現況公示)

#### 第 15 条の 2

(1) 大統領令で定める数以上の勤労者を使用する事業主は、毎年、勤労者の雇用形態の現況を公示しなければならない。

(2) 前項による雇用形態、公示手続き及びその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2012. 12. 18]

※大統領令／施行令

(雇用形態現況公示義務事業主)

#### 第 26 条の 2

(1) 法第 15 条の 2 第 1 項の「大統領令で定める数以上の勤労者を使う事業主」は、常時 300 人以上の勤労者を使用する事業主とする。

(2) 前項の常時使用する勤労者数は、毎年 3 月 1 日を基準として以前の 1 年(事業が成立した日から 1 年未満の場合には、その事業が成立した日以後の期間をいう。)間に使用した勤労者の延べ人数を同期間中の操業日数で除して算定する。この場合、延べ人数の算定方法に関しては、「勤労基準法施行令」第 7 条の 2 第 4 項を適用する。

[本条新設 2013. 6. 11]

## ※雇用労働部令／施行規則

(雇用形態公示手続き等)

## 第1条の2

- (1) 「雇用政策基本法」(以下「法」という。)第15条の2第2項により、事業主は、毎年3月1日を基準として次の各号の区分により勤労者の雇用形態現況を別紙第1号書式により作成し、当該年度3月31日まで公示しなければならない。
1. 事業主が雇用した勤労契約期間の定めのない勤労者
  2. 事業主が雇用した勤労者であって「期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律」第2条第1号の期間制勤労者
  3. 事業主が雇用した勤労者であって前2号の勤労者以外の勤労者
  4. 「派遣勤労者保護等に関する法律」第2条第5号の派遣勤労者等他の事業主が雇用した勤労者であって、法第15条の2第1項による事業主がその事業又は事業場で使用する勤労者
- (2) 前項による雇用形態現況の公示方法は、第15条第3項により雇用労働部長官が構築・運営する雇用安定情報ネット(以下「雇用安定情報ネット」という。)を通じてとする。この場合、雇用安定情報ネットは、最近3年(事業が成立した日から3年未満の事業主は、その事業が成立した日以後の期間をいう。)間の公示内容が分かるように運営されなければならない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関の場合には、同法第11条第1項第3号の役員及び運営人材現況を同法第12条により公示することにより、法第15条の2第1項による公示に替えることができる。

[本条新設 2013. 6. 11]

(人材の需給動向等に関する資料の作成)

## 第16条

- (1) 雇用労働部長官は、人材〔＝労働力〕の需給に影響を及ぼす経済・産業の動向及びその展望等を含む人材の需給動向及び展望に関して調査し、資料を毎年作成して公表しなければならない。  
(改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項による人材の需給動向及び展望に関する資料を作成するために必要であると認めるときは、次の各号の機関に必要な資料の提供を要請することができる。  
(改正 2010. 6. 4)
1. 関係行政機関
  2. 教育・研究機関
  3. 事業主又は事業主団体
  4. 労働組合
  5. その他の関係機関

- (3) 前項により資料提供を要請された者は、特別な理由がない限り、その要請に従わなければならない。

(雇用関連統計の作成・普及等)

#### 第 17 条

- (1) 雇用労働部長官は、雇用政策の効率的な樹立・施行のために、産業別・職業別・地域別雇用構造及び人材需要等に関する統計を作成・公表し、国民が利用できるようにしなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項により作成された統計を国民が便利に利用できるように、データベースを構築する等必要な措置をしなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(韓国雇用情報院の設立)

#### 第 18 条

- (1) 雇用情報の収集・提供及び職業に関する調査・研究等第 40 条により委託された業務及びその他の雇用支援に関する業務を効率的に遂行するために韓国雇用情報院を設立する。
- (2) 韓国雇用情報院は、法人とする。
- (3) 韓国雇用情報院は、雇用労働部長官の承認を受けて、分支所を置くことができる。
- (4) 韓国雇用情報院の事業は、次の各号のとおりとする。 (改正 2010. 6. 4、2014. 1. 21)
1. 雇用動向、職業の現況及び展望に関する情報の収集・管理
  2. 人材需給の動向及び展望に関する情報の提供
  3. 雇用安定情報ネットワーク、雇用保険コンピュータ・ネットワーク等雇用関連情報通信網の運営
  4. 職業指導、職業心理テスト及び職業相談に関する技法の研究・開発及び普及
  5. 雇用サービスの評価及び支援
  6. 前 5 号の事業に関する国際協力及びその他の付帯事業
  7. その他の雇用労働部長官、他の中央行政機関の長又は地方自治体から委託された事業
- (5) 政府は、予算の範囲内で、韓国雇用情報院の設立・運営に必要な経費及び前項第 1 号から第 6 号までの事業に必要な経費を出捐することができる。 (改正 2014. 1. 21)
- (6) 韓国雇用情報院に関して、この法律及び「公共機関の運営に関する法律」に規定された事項のほかは、「民法」中の財団法人に関する規定を準用する。
- (7) 韓国雇用情報院は、業務遂行に必要な資料の提供を、国家機関、地方自治体、教育・研究機関、その他の公共機関に対して要請することができる。
- (8) 韓国雇用情報院の役職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定の適用にあたっては、公務員とみなす。
- (9) 韓国雇用情報院の役職員及び役職員として在職していた者は、その職務上知り得た秘密を漏

洩し、又は他の用途に使用してはならない。

(韓国ジョブ・ワールドの設立等)

#### 第 18 条の 2

- (1) 次の各号の事業を遂行するために、韓国雇用情報院の傘下に、韓国ジョブ・ワールドを設立する。
  1. 職業関連資料・情報の展示及び提供
  2. 職業体験プログラムの開設・運営
  3. 青少年等に対する職業教育プログラムの開設・運営
  4. 教師等に対する職業指導教育プログラムの開設・運営
  5. 職業相談及び職業心理テスト・サービスの提供
  6. 職業関連資料・情報の展示技法及び体験プログラムの研究・開発
  7. 前 6 号の事業に関する国際協力及びその他の付帯事業
  8. その他の雇用労働部長官、他の中央行政機関の長又は地方自治体の長から委託された事業
- (2) 韓国ジョブ・ワールドは、法人とする。
- (3) 政府は、韓国ジョブ・ワールドの設立・運営に必要な経費及び第 1 項第 1 号から第 7 号までの事業に必要な経費を、予算の範囲で出捐することができる。 (改正 2014. 1. 21)
- (4) 韓国ジョブ・ワールドは、第 1 項各号の事業遂行に必要な経費を調達するために、入場料・体験観覧料の徴収及び広告等、大統領令で定めるところにより、収益事業を行うことができる。
- (5) 個人又は法人・団体は、韓国ジョブ・ワールドの事業を支援するために、韓国ジョブ・ワールドに金銭又は現物、その他の財産を出捐又は寄付することができる。
- (6) 韓国ジョブ・ワールドの収入は、次の各号のとおりとする。
  1. 国家及び国家以外の者から受けた出資金及び寄付金
  2. その他の韓国ジョブ・ワールドの収入金
- (7) 政府は、韓国ジョブ・ワールドの設立及び運営のために必要な場合には、「国有財産法」、「物品管理法」の規定にかかわらず、国有財産及び国有物品を韓国ジョブ・ワールドに無償で貸与し、又は使用させるようにすることができる。

[本条新設 2011. 7. 25]

## 第 4 章 職業能力開発

(職業能力開発に関する施策)

#### 第 19 条

- (1) 国家は、職業能力開発を促進・支援するために必要な次の各号の施策を樹立・施行しなけれ

ばならない。

1. 職業能力開発に関する標準の設定
  2. 職業能力開発訓練施設・装備の拡充
  3. 職業能力開発訓練の内容及び訓練方法の研究・開発
  4. 職業能力開発訓練教師の養成・確保及び資質の向上等
  5. その他の勤労者の職業能力開発を支援するために必要な事項
- (2) 国家は、次の各号の訓練が関連して行われることにより、産業に必要な職業能力を備えた勤労者が養成されるようにしなければならない。
1. 教育・研究機関で行う教育・研究
  2. 公共職業訓練施設が行う職業能力開発訓練
  3. 事業主及びその他の個人又は団体が行う職業能力開発訓練
- (3) 第1項による職業能力開発に必要な事項は、別に法律で定める。

(職業能力開発の支援)

#### 第20条

- (1) 事業主はその雇用する勤労者に対し必要な職業能力開発訓練を実施し、及び勤労者は自ら職業能力を開発するように〔それぞれ〕努めなければならない。
- (2) 国家は、勤労者及び事業主に対して職業能力開発に関する情報を提供し、指導・相談し、及び必要な費用を支援することができる。
- (3) 国家は、国民皆が全生涯をかけて職業能力を開発し、経歴を管理することができるように、必要な支援を行うことができる。

(技術・機能人材の養成)

第21条 国家は、産業発展の推移と労働市場の人材需給状況を調査し、持続的な国家経済の発展に必要な技術・技能人材を養成するために必要な施策を樹立・施行しなければならない。

(職業能力評価制度の確立)

#### 第22条

- (1) 国家は、職業能力評価のための基準を設定し、勤労者の知識・技術及び技能に対する検定制度を確立し、これを広めるように努めなければならない。
- (2) 前項による検定制度に関して必要な事項は、別に法律で定める。

### 第5章 勤労者の雇用促進及び事業主の人材確保支援

(求職者及び求人者に対する支援)

## 第 23 条

- (1) 職業安定機関の長は、求職者がその適性・能力・経験等に合った就職をすることができるように、求職者一人一人の適性・能力等を考慮し、その求職者に適合するように体系的な雇用サービスを提供しなければならない。
- (2) 職業安定機関の長は、求人者が適合した勤労者を迅速に採用することができるように、求職者情報の提供、相談・助言、その他の求人に必要な支援をしなければならない。

(学生等に対する職業指導)

第 24 条 国家は、「初等・中等教育法」及び「高等教育法」による各級学校の学生等に対し、将来における職業選択に関して指導・助言し、各自の適性と能力に合う職業に就くことができるように、職業に関する情報を提供し、職業適性検査等の職業指導を受けられるようにする等、必要な支援をしなければならない。

(青年・女性・高齢者等の雇用促進の支援)

## 第 25 条

- (1) 国家は、青年・女性・高齢者等の雇用を促進するために、これらの就職に適合した職種の開発、職業能力開発訓練課程の開設、雇用機会拡大のための制度の整備、関連法令の整備、その他の必要な対策を樹立・施行しなければならない。
- (2) 前項による青年・女性・高齢者等の雇用促進に必要な事項は、別に法律で定める。

(就職脆弱層の雇用促進支援)

## 第 26 条

- (1) 国家は、就職脆弱層の雇用を促進するために、次の各号の内容を含む就職支援プログラムにより職業能力を開発する等必要な支援をしなければならない。
  1. 就職脆弱層の能力・適性等に関する診断
  2. 就職意欲の醸成及び職業能力の増進
  3. 集中的な職業紹介等の支援
- (2) 前項による就職脆弱層の雇用促進に必要な事項は、別に法律で定める。

(日雇勤労者等の雇用安定支援)

第 27 条 国家は、日雇勤労者及び派遣勤労者等の雇用安定のために、その勤労形態の特性に合った雇用情報の提供、職業相談、職業能力開発機会の拡大、その他の必要な措置を講じなければならない。

(社会サービス雇用機会創出及び社会的企業育成)

## 第 28 条

- (1) 国家は、社会的な必要にもかかわらず収益性等によって市場で十分に提供されることができない教育、保健、社会福祉、環境、文化等の社会サービス部門において、法人・団体が雇用機会を創出する場合には、これに対し必要な支援を行うことができる。
- (2) 国家は、就職脆弱層等に対して社会サービス又は雇用機会を提供し、地域住民の生活の質を高める等の社会的目的を追求しつつ、財貨及びサービスの生産・販売等の営業活動をする法人・団体を社会的企業として育成するように努めなければならない。
- (3) 前項による社会的企業の育成に必要な事項は、別に法律で定める。

[題名改正 2011. 7. 25]

(企業の雇用創出等の支援)

## 第 29 条

- (1) 国家は、勤労者の雇用機会を拡大し、企業の競争力を高めるために、企業の雇用創出、雇用維持及び人材の再配置等の支援に必要な対策を樹立・施行しなければならない。
- (2) 職業安定機関の長は、勤労者の募集・採用又は配置、職業能力開発、昇進、賃金体系、その他の企業の雇用管理に関し、事業主、勤労者代表又は労働組合等から支援の要請を受けたときは、雇用情報等を活用して相談・指導等必要な支援をしなければならない。

(中小企業人材確保支援計画の樹立・施行)

## 第 30 条

- (1) 雇用労働部長官は、中小企業の人材確保を支援するため、作業環境の改善、福利厚生施設の拡充、その他の雇用管理の改善等を支援するための計画（以下「中小企業人材確保支援計画」という。）を樹立・施行することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、中小企業人材確保支援計画を樹立するには、あらかじめ関係中央行政機関の長と協議しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 中小企業人材確保支援計画の樹立・施行に必要な事項は、大統領令で定める。

(外国人勤労者の導入)

## 第 31 条

- (1) 国家は、労働市場での円滑な人材需給のために、外国人勤労者を導入することができる。この場合には、国家は、国民の雇用が侵害されないように努めなければならない。
- (2) 前項による外国人勤労者の導入等に必要な事項は、別に法律で定める。

## 第 6 章 雇用調整支援及び雇用安定対策

(業種別・地域別雇用調整の支援等)

### 第 32 条

(1) 雇用労働部長官は、国内外の経済事情の変化等により雇用事情が急激に悪化し、又は悪化する恐れがある業種又は地域に対し、次の各号の事項を支援することができる。

(改正 2014. 1. 21)

1. 事業主の雇用調整
2. 勤労者の失業予防
3. 失業者の再就職促進
4. その他の雇用安定及び失業者の生活安定のために必要な支援

(2) 前項による支援措置に必要な事項は、大統領令で定める。

[施行日:2014. 7. 22] 第 32 条

(雇用災難地域の宣言及び支援等)

### 第 32 条の 2

(1) 雇用労働部長官は、大規模に企業が倒産し、又は構造調整等により地域の雇用安定に重大な問題が発生し、特別な措置が必要であると認められる地域に対し、雇用災難地域として宣言することを大統領に建議することができる。

(2) 前項により雇用災難地域の宣言の建議を受けた大統領は、国务会議の審議を経て、当該地域を雇用災難地域として宣言することができる。

(3) 雇用労働部長官は、第 1 項により雇用災難地域として宣言することを大統領に建議する前に、関係中央行政機関の長と合同で雇用災難調査団を構成し、失業等被害状況を調査することができる。

(4) 第 2 項により雇用災難地域として宣言する場合において、政府は、行政上・財政上・金融上の特別支援を含む総合対策を樹立・施行することができる。

(5) 第 3 項による雇用災難調査団の構成・運営及び調査に必要な事項並びに第 4 項による支援の内容は、大統領令で定める。

[本条新設 2014. 1. 21]

(大量雇用変動の申告等)

### 第 33 条

(1) 事業主は、生産設備の自動化、新設若しくは増設又は事業規模の縮小、調整等による雇用量の変動が大統領令で定める基準に該当する場合には、その雇用量の変動に関する事項を職業安定機関の長に申告しなければならない。ただし、「勤労基準法」第 24 条第 4 項による申告をした場合は、この限りでない。

(2) 職業安定機関の長は、前項により申告を受けたときは、求人・求職情報を確保して職業紹介

を拡大し、職業訓練機関において職業訓練を実施することとする等失業者の再就職促進又は当該事業の人材確保に必要な措置を講じなければならない。

(失業対策事業)

#### 第 34 条

(1) 雇用労働部長官は、産業別・地域別の失業状況を調査し、多数の失業者が発生し、若しくは発生する恐れがある場合又は失業者の就職促進等の雇用安定が必要であると認められる場合には、関係中央行政機関の長と協議して、次の各号の事項を含む失業対策事業（以下「失業対策事業」という。）を実施することができる。（改正 2010. 6. 4）

1. 失業者の就職促進のための訓練の実施及び訓練に対する支援
2. 失業者に対する生計費、生業資金、「国民健康保険法」による保険料等の社会保険料、医療費（家族の医療費を含む。）、学資金（子供の学資金を含む。）、住宅を伝貰〔チョンセ〕するための資金及び創業のための店舗の賃貸等の支援
3. 失業の予防、失業者の再就職促進、その他の雇用安定のための事業をする者に対する支援
4. 雇用促進に関連した事業をする者に対する貸付
5. 失業者に対する公共勤労事業
6. その他の失業の解消に必要な事業

(2) 雇用労働部長官は、大統領令で定めるところにより、失業対策事業の一部を「産業災害補償保険法」による勤労福祉公団（以下「公団」という。）に委託することができる。

（改正 2010. 6. 4）

(3) 前 2 項を適用する場合において、大統領令で定める無給休職者は、失業者とみなす。

(4) 失業対策事業の実施に必要な事項は、大統領令で定める。

(失業対策事業の資金造成等)

#### 第 35 条

(1) 公団は、前条第 2 項により失業対策事業を委託されて実施する場合には、次の各号の方法により当該事業に要する資金を造成する。

1. 政府及び政府以外の者による出捐又は補助
2. 次条による資金の借入
3. その他の収入金

(2) 公団は、前項により造成された資金を「勤労福祉基本法」第 87 条による勤労福祉振興基金の財源として管理・運用しなければならない。（改正 2010. 6. 8）

(資金の借入（差し入れ）)

第 36 条 公団は、第 34 条第 2 項により委託された失業対策事業を実施するために必要であると認

めたときは、雇用労働部長官の承認を受けて資金の借入（国際機構、外国政府又は外国人からの借入を含む。）を行うことができる。（改正 2010. 6. 4）

（関係機関の協力）

#### 第 37 条

- （1）雇用労働部長官は、失業者の雇用安定や人材の需給調節のために必要であると認めるときは、関係中央行政機関の職員又は地方自治体の長にその所管工事の開始・停止又は勤労者の雇用等に関して協力を要請することができる。（改正 2010. 6. 4）
- （2）中央行政機関又は地方自治体の長は、前項による協力を要請された場合には、特別な理由がない限り、その要請に従わなければならない。

### 第 7 章 補則

（報告及び検査）

#### 第 38 条

- （1）雇用労働部長官は、雇用情報の収集・提供、雇用管理及び雇用調整の支援等と関連して必要であると認めるときは、大統領令で定めるところにより、事業主及びこの法律による支援を受け、又は受けようとする者に対し、雇用管理の現況、支援金の使用明細、支援の適合の有無等必要な事項を報告させることができる。（改正 2010. 6. 4）
- （2）雇用労働部長官は、雇用管理及び雇用調整の支援に関して法違反事実の確認等が必要であると認めるときは、関係公務員に事業主の事務所又は事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は書類を検査させることができる。（改正 2010. 6. 4）
- （3）雇用労働部長官は、前項により検査するに当たっては、当該事業主に検査日時及び検査内容等検査に必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。ただし、緊急に処理する必要がある、又はあらかじめ知らせた場合にはその目的を達成できないと認める場合には、この限りでない。（改正 2010. 6. 4）
- （4）第 2 項により検査をする関係公務員は、その身分を示す証明書を所持し、これを関係者に見せなければならない。
- （5）雇用労働部長官は、第 2 項から前項までの規定により検査をした場合には、当該事業主にその結果を書面で知らせなければならない。（改正 2010. 6. 4）

（権限の委任）

第 39 条 この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を市長・道知事又は職業安定機関の長に委任することができる。（改正 2010. 6. 4）

(委託)

第 40 条

- (1) 雇用労働部長官は、第 15 条から第 17 条までの規定による雇用情報等の収集・提供等に関する業務の一部を、第 18 条による韓国雇用情報院に委託することができる。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 国家及び地方自治体は、第 11 条第 4 項による施設の設置・運営に関する業務を大統領令で定める非営利法人・団体に委託することができる。

(罰則)

第 41 条 第 13 条の 4 第 6 項及び第 18 条第 9 項に違反して職務上知り得た秘密を洩らし、又は他の用途に使用した者は、10 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。(改正 2015. 3. 27)

(過怠金)

第 42 条

- (1) 次の各号のいずれか一つに該当する者には、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。
  1. 第 33 条第 1 項に違反して、申告をせず、又は虚偽の申告をした者
  2. 第 38 条第 1 項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  3. 第 38 条第 2 項による質問に対し返事を拒否・妨害若しくは忌避し、若しくは虚偽の答えをした者又は同項による検査を拒否・妨害若しくは忌避した者
- (2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。  
(改正 2010. 6. 4)

付則 (法律第 9792 号、2009. 10. 9)

(施行日)

第 1 条 この法律は、2010 年 1 月 1 日から施行する。

(他の法律の改正)

第 2 条 (略)

(他の法令との関係)

第 3 条 この法律の施行時において、他の法令で従前の「雇用政策基本法」の規定を引用している場合には、この法律の中にそれに該当する規定があるときは、従前の規定に替えて、この法律の該当条文を引用したものとみなす。

付則（法律第 10966 号、2011. 7. 25）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項前段及び後段（特別自治市と関連した部分に限る。）の改正規定は、2012 年 7 月 1 日から施行する。

付則（法律第 11568 号、2012. 12. 18）

この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

付則<法律第 13262 号、2015. 3. 27.>

この法律は、公布の日から施行する。